

産地パワーアップ事業実務用Q & A（未定稿）
（平成28年12月15日現在）

注 事業の要件、補助率、対象者等については、国の最低限の基準を示す
ものであり、事業メニューによっては、都道府県において要件が定めら
れる場合があることに留意。

【総論】

- (問1) 事業を実施する趣旨いかん。
- (問2) 本事業の具体的仕組みいかん。
- (問3) 今後のスケジュールについて。

【事業の実施体制】

- (問4) 本事業における都道府県と地域協議会等の役割いかん。
- (問5) 事業実施主体を都道府県とする理由について。
- (問6) 産地パワーアップ計画の作成者を地域協議会等とする理由について。
- (問7) 果樹の改植に係る産地パワーアップ計画は、果樹産地協議会と地域協議会のどちらで作成してもよいのか。
- (問8) 産地パワーアップ計画が、複数の地域協議会にまたがる場合は、都道府県協議会と地域協議会のどちらが計画を作成すればいいのか。
- (問9) 取組主体に対する助成金の支払ルートについて。
- (問10) 取組主体助成金の支払いに当たって、都道府県等はどのような確認を行うのか。
- (問11) 基金管理団体の役割いかん。

【都道府県事業実施方針】

- (問12) 都道府県事業実施方針とは何か。
- (問13) T P Pの影響度合に合わせて、都道府県単位で助成金に制限をかけることは可能か。
- (問14) 都道府県事業実施方針は変更可能か。
- (問15) 取組主体の考え方いかん。
- (問16) 産地の中心となる経営体の考え方いかん。
- (問17) 民間事業者も助成対象としてよいのか。
- (問18) 民間事業者のうち、大手資本又は大手資本から出資を受けている者も助成対象としてよいのか。
- (問19) 都道府県知事が産地パワーアップ計画の承認に当たって、都道府県事業実施方針にポイント制等により透明性の高い方法によりあらかじめ優先順位等の設定を行うこととしているが、どのように設定すればいいのか。

【産地パワーアップ計画及び都道府県事業計画】

- (問20) 産地パワーアップ計画とは何か。
- (問21) 都道府県事業計画とは何か。
- (問22) 産地パワーアップ計画は変更可能か。
- (問23) 成果目標（生産コストの10%以上の削減等）は、どの時点と比較するのか。
- (問24) 産地パワーアップ計画は、地域協議会の管内で1つ作成するのか。それとも、作物別、地域別に複数の計画を作成することも可能なのか。
- (問25) 産地パワーアップ計画に複数の作物を位置付けることは可能か。
- (問26) 産地パワーアップ計画に複数の成果目標を位置付けることは可能か。

例えば、①水稲の生産コスト10%以上削減、②野菜（水稲から野菜への作付転換を含む）の販売額10%以上向上、を位置付ける場合は、どのような考え方になるのか。

（問27）成果目標（生産コストの10%以上の削減等）は、取組主体事業計画ごとに達成する必要があるのか。

（問28）産地での成果目標（生産コストの10%以上の削減等）の達成状況は、どのように検証するのか。

（問29）産地の範囲はどのように考えるのか。

（問30）例えば、「JAに出荷する農業者」と「直接販売を行う農業者等」の取組ごとに産地とすることは可能か。

（問31）1農業者が複数の産地パワーアップ計画に参加することは可能か。

（問32）新規で施設を整備する場合、集出荷・加工コスト10%以上削減は何と比較するのか。

（問33）目標年度において、成果目標が達成されない場合のペナルティはあるのか。

（問34）成果目標が未達成の場合の改善状況報告は、何年まで提出することになるのか。

（問35）成果目標の「集出荷・加工コストの10%以上の削減」は、共同利用施設の場合の成果目標ということか。

（問36）成果目標の「集出荷・加工コストの10%以上の削減」は、施設利用料でみてもいいのか。

（問37）需要減が見込まれる品目・品種から需要減が見込まれる品目・品種への転換率100%の面積カウントは、産地全体の面積から新たに転換する面積で計算するのか。

（問38）契約栽培の定義は何か。

（問39）これまで産地で生産したことのない新規作物の生産に取り組む場合、本事業の助成対象となり得るか。

（問40）新規作物の生産に取り組む場合、成果目標で「販売額の10%以上の向上」を選択することは可能か。

（問41）産地パワーアップ計画を、1JAの整備事業のみで作成することは可能か。

（問42）産地パワーアップ計画を、1つの農業生産法人で作成することは可能か。

（問43）産地パワーアップ計画を、1品種で作成することは可能か。

（問44）実施要領第3の産地パワーアップ計画の基準に、「本事業を含む国庫補助事業実施の有無に関わらず、収益性の向上の取組が行われること」とあるが、これらの取組内容や成果目標の達成状況はどのように確認するのか。

（問45）産地パワーアップ計画の助成額に上限はあるのか。

（問46）都道府県事業計画及び産地パワーアップ計画は複数年計画を可能としているが、最長は何年までとするのか。

（問47）「果樹の改植」と「その他の取組（整備事業や、その他の生産支援事業（リース事業等）」は、目標年度が異なるところであるが、1つの産地パワーアップ計画に位置付けてもいいのか。

（問48）実施要領別紙4のアの品目「露地野菜」及び「施設野菜」の留意事項欄の「都市近郊地域」は現市町村でみるのか、それとも旧市町村でみるのか。

- (問49) 産地の範囲が、農林統計に用いる地域区分における平地農業地域から中間農業地域及び都市的地域に跨がっている場合における「面積要件」の考え方について。
- (問50) 産地パワーアップ計画に新たな取組を追加する場合は、成果目標の高さを上方修正する必要があるのか。
- (問51) 産地パワーアップ計画に複数の成果目標を位置付けることは可能か。
また、可能な場合、注意すべきことは何か。
- (問52) 産地パワーアップ計画の成果目標について、整備事業（共同利用施設）を「集出荷・加工コストの10%削減」、基金事業（うち生産支援事業）を「生産コストの10%以上削減」とすることは可能か。
- (問53) 整備事業（共同利用施設）のみの産地パワーアップ計画を早急に策定し、その後、産地の合意形成が整い次第、基金事業（うち生産支援事業）を追加する予定である。
この場合、成果目標に、「集出荷・加工コストの10%以上削減」のほか、新たに「生産コストの10%以上削減」を設定することは可能か。
また、これをもって、成果目標の上方修正とすることは認められるのか。
- (問54) 産地パワーアップ計画の現状値について、例えば、新たに取組が追加（面積の増加、参加農家の増加等）された場合、現状値を見直す必要はないのか。
- (問55) 中山間地域等において、基金事業（うち生産支援事業）のみを実施する場合の、「5戸以上の農業者が参加、又は取組面積が1ヘクタール以上」の考え方いかん。
- (問56) 産地パワーアップ計画の目標年度の考え方いかん。
- (問57) 産地パワーアップ計画の事業実施状況報告の提出年度の考え方いかん。
- (問58) 産地パワーアップ計画の成果目標の「所得額の10%以上増加」は、どのような検証方法があるのか。

【取組主体事業計画】

- (問59) 取組主体事業計画とは何か。
- (問60) 産地パワーアップ計画と人・農地プランの関係いかん。
- (問61) 取組目標とは何か。
- (問62) 現状維持の取組は許容されるのか。
- (問63) 農業者が機械リースのほか施設整備に取り組むことも可能か。
- (問64) 成果目標が未達成の場合の改善状況報告は、何年まで提出することになるのか。

【事業内容】

○ 全般

- (問65) 本事業の助成対象及び補助率いかん。
- (問66) 整備事業を行う場合において、強い農業づくり交付金と産地パワーアップ事業ではどのような違いがあるのか。また、すみ分けはあるのか。
- (問67) 整備事業で施設の内部設備のみを導入することは可能か。
また、内部設備を生産支援事業の機械リースで導入することは可能か。
- (問68) 民間事業者も取組主体となることから、自社調達を行う場合の利益排除の考え方を明確にするべきではないか。

- (問69) 中山間地域の面積要件は、整備事業の場合は、強い農業づくり交付金に準拠することとし、基金事業（うち生産支援事業）のみを行う場合は、さらに5戸以上の農業者又は取組面積1ha以上まで緩和されるということによいか。
- (問70) 国の支援と併せて、都道府県や市町村が支援を行うことは可能か。
- (問71) 本事業における事業着手はどの時点になるのか。
- (問72) 特用林産物は助成対象となるのか。
- (問73) 内部設備としてフォークリフト等の整備は可能か。
- (問74) 面積要件は実面積か。それとも延べ面積か。
- (問75) ブロックローテーション（水稻、大豆、麦）の場合の面積要件はどうなるのか。
- (問76) 基金事業（うち生産支援事業）でリース導入する農業機械や購入する生産資材は、どのように管理するべきか。

○ 整備事業

- (問77) 助成対象となる施設はどのようなものがあるのか。
- (問78) 施設の更新は不可ということによいか。
- (問79) 農業者が取組主体となり得ることから、整備事業により施設整備を行う場合の営農継続性の担保は必須とすべきではないか。
- (問80) 整備事業を行う場合、都道府県等の附帯事務費は助成対象となるのか。
- (問81) 優先枠（農産物輸出に向けた体制整備、中山間地域の体制整備）の考え方いかん。

○ 基金事業

<生産支援事業>

- (問82) 助成対象となる農業機械の種類に制限はあるのか。
- (問83) GPSの基地局設置は可能か。
- (問84) 機械の更新は不可ということによいか。
- (問85) 取組主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入することは可能か。
- (問86) 果樹の改植を行う際の技術的要件いかん。
- (問87) 果樹の改植の対象となる品種の選定はどのように行うのか。
- (問88) パイプハウスの施工費は助成対象となるのか。
- (問89) 園芸施設の助成対象はどのようなものがあるのか。
- (問90) 資材費として、パイプハウスのパイプを助成対象としているが、どの程度のものまで支援対象となるのか。
- (問91) 施設野菜の面積要件（5ha）は厳しいのではないか。
- (問92) 産地パワーアップ事業で行う改植について、従来の果樹対策との棲み分けはどのようになっているのか。
- (問93) 本事業開始前に契約を行ったリース契約は助成対象となるか。
- (問94) 事業申請前に、導入機械等を選定するため仕様を定めるが、その場合、メーカーや型番まで決定しておいてもよいか。
- (問95) 優先枠（ICTやロボット技術等の先端技術導入）の考え方いかん。

(問96) 機械の導入助成の要件いかん。

(問97) 機械の導入助成を申請する場合、経営面積や作業受託面積は、どこまで拡大させる必要があるのか。

(問98) 中古機械の導入助成の要件いかん。

(問99) 農業機械等の導入助成の場合に、既存機械の処分益を補助対象経費から控除する必要はあるのか。

(問100) 中古農業機械等の導入及びリース導入の場合も、一般競争入札又は複数の業者による見積もり合わせは必要か。

(問101) 農業機械等の導入及びリース導入の留意事項として、動産総合保険等の加入を共通の要件としているが、どのようなものか。

(問102) 取組主体事業計画（リース導入助成）の申請・承認後に、機械導入助成に変更することは可能か。

(問103) 動産総合保険の保険料は、支援対象となるのか。

(問104) 事業実施主体は、中古機械の適正性をどのように判断するべきか。

(問105) 機械導入等に対する支援の見直しの考え方について。

(問106) 基金事業（生産支援事業）で、機械や資材を購入する場合の助成金の支払いは、精算払いとなるのか。

(問107) 基金事業（うち生産支援事業）について、①入札残額、②実績額が概算払額を下回った部分の差額、は基金管理団体に返納するのか。

(問108) 機械の導入助成は、公共性を説明できる取組は支援対象とするということであるが、「機械の共同利用」は支援対象とすることは認められるのか。

<効果増進事業>

(問109) 計画策定経費の使途いかん。

(問110) 基金事業（うち効果増進事業）の「技術実証」は、具体的にどのような取組に対する助成を想定しているのか。

また、取組要件は、「生産コストの10%以上の削減」又は「販売額の10%以上の向上」に資する取組であれば可ということによいか。

(問111) 基金事業のうち効果増進事業は産地パワーアップ計画に含まれないということによいか。

<その他>

(問112) 基金事業で施設整備を行うことは可能か。

【事務手続】

(問113) 事業の活用を希望する場合、どこに相談すればいいのか。

(問114) 取組主体への助成金の支払いは精算払いか。

(問115) 交付対象事業の公表は、取組主体、地域協議会等及び都道府県ごとにホームページ等を通じて行うということによいか。

(問116) 消費税は助成対象となるのか。

- (問117) 他国の補助事業に取組んだ又は現在取組んでいる地域や生産者が、本事業を活用する際の留意点いかん。
- (問118) 想定している補助金返還の例はどのようなものか。
- (問119) 実施要領第10の5の(5)の、都道府県知事が都道府県事業計画の取組内容等を変更することができる範囲はどこまでを指すのか。
- (問120) 本事業における交付決定とは何か。
- (問121) 例えば、平成28年度に計画承認された産地パワーアップ計画(複数年計画)((H28年度: 1億円、H29年度: 1億円)があるとした場合、交付決定はまとめて行うのか。それとも、毎年度行うのか。
- (問122) 例えば、平成28年度に計画承認した産地パワーアップ計画に、平成29年度に新たに取組主体事業計画を追加する場合は、どのような手続になるのか。
- (問123) 都道府県の段階では基金ではないことから、繰越手続は必要となるのか。
- (問124) 都道府県及び地域協議会等の事務費は助成対象となるのか。
- (問125) 整備事業で整備する施設、基金事業(うち生産支援事業)のうちリース導入する農業機械等に、対策名を表示する必要があるか。
- (問126) 産地パワーアップ事業で取得した財産を担保に供する場合、どのような手続が必要か。
- (問127) 農林水産省の機関から契約に係る指名停止を受けている者は、本事業の競争入札には参加出来ないということによいか。
- (問128) 実施要領附則に「この通知の改正前に申請した産地パワーアップ事業の取扱い は、なお、従前の例による。」とあるが、「申請」はどの段階のことをいうのか。
- (問129) 都道府県事業計画等は、平成27年度補正予算及び平成28年度補正予算ごとに作成する必要があるのか。
- (問130) 平成28年度補正予算を活用して、平成28年度に基金事業を実施する場合、すでに平成27年度予算に係る交付決定に追加すればいいのか。
- (問131) 平成27年度補正予算分として承認を受けた産地パワーアップ計画に、平成28年度補正予算を活用して取組を追加することは可能か。
- (問132) 基金事業(うち生産支援事業)の農業機械等の導入に係る地域協議会等の役割いかん。
- (問133) 事業の実効性を確保するため、地域の担い手の意見が反映されるよう配慮する等の規定を新設しているが、いつまでに体制を構築する必要があるのか。

【総論】

（問１）事業を実施する趣旨いかん。

（答）

- １ 昨年の環太平洋パートナーシップ協定の大筋合意を踏まえ、水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かし、地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進することにより、農業の国際競争力の強化を緊急に実施する必要がある。
- ２ このため、地域の営農戦略に基づいて実施する産地としての高収益化に向けた取組を総合的に支援する本事業を創設することとしたものである。

（問２）事業の具体的仕組みいかん。

（答）

- １ 本事業は、
 - ① 国の交付金により基金管理団体（全国に１団体）に基金を造成して行う基金事業
 - ② 国の間接補助事業により行う整備事業により、産地としての収益力強化に取組む地域の取組を支援することとしている。
- ２ 具体的には、
 - ① 基金事業では、
 - ア 農業機械等の導入（注）及びリース導入費用
 - イ パイプハウスや果樹棚の導入の際の資材費
 - ウ 果樹の同一品種の改植費用
 - ② 整備事業では、集出荷施設や加工施設等の整備費用等を支援対象としている。

（注）機械等の導入助成の対象は、

- ① 経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な機械等
- ② 又は、「単位面積当たりの販売額の増加」や「生産コストの削減」に必要な地域のモデルとなる機械等（当該地域において導入事例の無い機械等に限る。）に限るものとする。

（問３）今後のスケジュールについて。

(答)

- 1 平成28年度補正予算の事業実施に当たり、平成28年9月から、整備事業及び基金事業（うちICT優先枠）について、必要な要望調査を実施したところである。
- 2 都道府県においては、本事業が補正予算であることを踏まえ、
 - ① 地域農業再生協議会等（地域農業再生協議会、担い手育成総合支援協議会又は果樹産地協議会をいう。以下「地域協議会等」という。）による産地パワーアップ計画の作成
 - ② 産地パワーアップ計画に基づく取組の着手について、適切に指導していただくようお願いしたい。
- 3 また、都道府県ごとのスケジュールについては、各都道府県に御相談いただきたい。

【事業の実施体制】

（問4）本事業における都道府県と地域協議会の役割いかん。

(答)

- 1 都道府県は、
 - ① 都道府県全体での事業実施の方向性となる都道府県事業実施方針の作成
 - ② 都道府県事業計画の作成
 - ③ 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画の審査承認
 - ④ 取組主体への助成金交付
 - ⑤ 整備事業の実施状況確認
 - ⑥ 地域協議会等に対する指導監督等を実施する。
- 2 地域協議会等は、
 - ① 産地パワーアップ計画の作成
 - ② 取組主体に対する指導監督
 - ③ 産地パワーアップ計画の目標達成状況の評価等を実施する。
- 3 取組主体（農業者等）は、
 - ① 取組主体計画の作成
 - ② 取組主体事業計画の実行・評価等を実施する。

(問５) 事業実施主体を都道府県とする理由について。

(答)

- 1 「攻めの農業」の実現に向け、産地の構造改革を促進しているためには、都道府県の農業振興方針を踏まえつつ、戦略的に実施していく必要がある。
- 2 このため、都道府県（事業実施主体）が、
 - ① 産地としての収益力強化に向けた方針の策定
 - ② 地域協議会等及び取組主体による事業の実施の総括的な指導監督を一体的に行うこととしている。

(問６) 産地パワーアップ計画の作成者を地域協議会等とする理由について。

(答)

- 1 地域協議会は、行政と農業者団体等が、作物の生産振興をはじめ、担い手や農地の問題など地域が抱える諸問題を一体的に議論し、関係者が一丸となって地域農業の方向付けを行えるよう、設置されているものである。
- 2 具体的には、市町村、農業者団体、担い手組織等地域の農業関係者等が構成員となっており、
 - ① 作物の生産振興
 - ② 担い手の育成・確保
 - ③ 耕作放棄地の解消等に関する取組を行っている。
- 3 地域協議会は、その設置目的や構成員からみて、産地としての収益力強化に向けた取組など、地域の農業の状況について詳細に把握していることから、産地パワーアップ計画の作成者としてふさわしいと考えている。
- 4 なお、優先枠（中山間地域の体制整備）を活用し、中山間地域所得向上支援事業と連携する取組については、市町村段階で各事業計画を取りまとめる必要があることから、市町村を経由することとしている。

(注１) 中山間地域を優先的に採択・配分する枠を設定している事業

- ① 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
- ② 産地パワーアップ事業

③ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

(注2) 中山間地域所得向上支援事業は、市町村において、本体事業や連携事業の各計画の構想を把握し、連携の可否を検討の上、都道府県に報告することとしている。

(問7) 果樹の改植に係る産地パワーアップ計画は、果樹産地協議会と地域協議会のどちらで作成してもよいのか。

(答)

果樹産地協議会と地域協議会のどちらでも計画作成は可能である。

(問8) 産地パワーアップ計画が、複数の地域協議会にまたがる場合は、都道府県協議会と地域協議会のどちらが計画を作成すればいいのか。

(答)

都道府県農業再生協議会（以下「都道府県協議会」という。）又は代表的な地域協議会のどちらでも計画を作成することができる。

ただし、関係する地域協議会との間で情報共有が必要である。

(問9) 取組主体に対する助成金の支払ルートについて。

(答)

- 1 産地パワーアップ事業は、基本的には、都道府県から支援対象者に助成金が交付されることになる。
- 2 ただし、地域の実情を踏まえ、必要に応じて、市町村又は地域協議会等を経由して助成金を交付することも可能としており、この場合は、都道府県事業実施方針に、市町村を経由した助成金の交付方法を定めることになる。

(注) 都道府県、市町村及び地域協議会等で十分話し合っただき、地域の実情を踏まえた上で、最も適切な方法により、本事業を実施していただきたい。

(問10) 取組主体助成金の支払いに当たって、都道府県等はどのような確認を行うことになるのか。

(答)

都道府県事業実施方針に基づき、

- ① 整備事業における農業施設の施工確認
 - ② 基金事業（うち生産支援事業）における農業機械等の導入及びリース導入の伝票等による確認
- 等を行うことになる。

(注) 例えば、農業機械等の導入及びリース導入、資材の購入等に対する助成については、購入の契約書、領収書やリース契約書の写し等を提出いただくことで確認することとする等、必要かつ最小限の方法で確認いただきたいと考えている。

(問11) 基金管理団体の役割いかん。

(答)

基金管理団体は、

- ① 都道府県が作成する事業実施方針の承認
 - ② 事業実施方針の承認に当たっての地方農政局等への協議
 - ③ 都道府県事業計画の承認に当たっての国からの協議
 - ④ 都道府県への基金事業に係る助成金の交付
- 等を実施する。

【都道府県事業実施方針等】

(問12) 都道府県事業実施方針とは何か。

(答)

- 1 都道府県知事が定める産地の収益力強化に向けた取組の方針であって、実施要領に定める基準を満たすものとして承認されたものである。
- 2 具体的には、
 - ① 目的
 - ② 基本方針
 - ③ 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制
 - ④ 取組要件
 - ⑤ 取組内容及び対象経費等の確認方法
 - ⑥ 産地パワーアップ計画の承認の優先順位の設定方法

- ⑦ 取組主体助成金の交付方法
- ⑧ 事業実施に当たっての取組主体に対する条件を記載することとしている。

3 なお、本事業を効果的かつ重点的に行うために、都道府県事業実施方針に都道府県として重点化すべき作物や取組内容を規定することとしている。

(問13) TPPの影響度合に合わせて、都道府県単位で助成額に制限をかける必要はないか。

(答)

本事業の実施に当たって、整備事業及び基金事業（生産支援事業及び効果増進事業）については、都道府県が実施方針を定めることとしており、この際に、都道府県の判断で対象とする品目を限定する、助成額に制限をかけるといった対応を行うことは可能である。

(問14) 都道府県事業実施方針は変更可能か。

(答)

- 1 所定の手続を行うことにより、可能である。
- 2 ただし、都道府県事業実施方針は、産地としての収益力強化に向けた方針であり、年に数回も変更されることは想定していない。

(問15) 取組主体の考え方いかん。

(答)

- 1 整備事業及び基金事業（うち生産支援事業）は、
 - ① 都道府県
 - ② 市町村
 - ③ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
 - ④ 土地改良区
 - ⑤ 農業者（農業者、農事組合法人及び農事組合法人以外の農業生産法人をいう。）
 - ⑥ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び農事

組合法人以外の農業生産法人、任意組織（集落営農組織、機械共同利用組織）等をいう。）

- ⑦ 民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者をいう。）

としている。

2 基金事業（うち効果増進事業）は、

- ① 都道府県協議会
- ② 地域協議会等

としている。

（問16）産地の中心となる経営体の考え方いかん。

（答）

- 1 地域の農業を将来にわたって牽引していく者を想定しており、規模や経営形態についての制限はないが、地域の関係者の合意の下、地域農業の担い手として認められ、産地パワーアップ計画に位置付けられることが必要である。
- 2 また、個人の農業者が施設整備や機械導入を行う場合は、
 - ① 青色申告等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること
 - ② 後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていることが必要である。

（問17）民間事業者も助成対象としてよいのか。

（答）

- 1 中心的な経営体として位置付けられた場合、農作業を実施する民間事業者を助成対象とすることが可能である。
- 2 また、産地で生産された農産物の加工等を行う民間事業者について、本事業を活用して施設整備する場合は、
 - ① 産地パワーアップ計画で設定された産地内で生産された農作物が、当該施設の全利用量に対し過半を占めていること
 - ② 集出荷施設等については、施設の利用料金について、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること

を要件として、助成対象とすることが可能である。

（問18）民間事業者のうち、大手資本又は大手資本から出資を受けている者も助成対象としてよいのか。

（答）

本事業の対象となる民間事業者は、いわゆる中小企業（※）のみを対象としており、大手資本又は大手資本から出資を受けている者は助成対象外である。

※ 中小企業は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない者及びこれらの者から出資を受けた者（大手民間事業者）を除く者をいう。

（問19）都道府県知事が産地パワーアップ計画の承認に当たって、都道府県事業実施方針にポイント制等により透明性の高い方法によりあらかじめ優先順位等の設定を行うこととしているが、どのように設定すればいいのか。

（答）

例えば、以下のような指標を組み合わせることが想定される。

- ・ 成果目標の高さ
- ・ 受益面積
- ・ 優先的に支援する作物
- ・ 優先的に支援する経営体（認定農業者、農地中間管理機構から農地を借り受けている者等）

【産地パワーアップ計画及び都道府県事業計画】

（問20）産地パワーアップ計画とは何か。

（答）

- 1 地域協議会長又は都道府県協議会長（以下「地域協議会長等」という。）により定められた産地としての収益力強化に向けた計画であって、都道府県知事より実施要領に定める基準を満たすものとして承認されたものである。
- 2 具体的には、

- ① 産地パワーアップ計画の目的・取組を実施する産地の範囲
- ② 産地としての収益力強化に向けた取組内容
- ③ 取組により期待される効果、目標及びその実現のために地域の関係者が果たす役割
- ④ 中心的な経営体又は団体の名称及びその取組内容を記載することとしている。

(問21) 都道府県事業計画とは何か。

(答)

都道府県内の産地パワーアップ計画と効果促進事業に係る計画をとりまとめ、都道府県全体の事業計画を記載したものである。

(問22) 産地パワーアップ計画は変更可能か。

(答)

所定の手続を行うことにより、可能である。

(注) 都道府県事業計画の変更手続の中で行うことが可能である。

産地パワーアップ計画は、具体的な施設整備、農業機械等の導入及び機械リース導入に係る計画であり、生産コストの削減、販売額の向上に向けた取組を更に追加する場合以外の変更は、想定していない。

(問23) 成果目標（生産コストの10%以上削減等）は、どの時点と比較するのか。

(答)

- 1 現状値は、原則、取組の前年度とする。
- 2 ただし、取組の前年度が気象災害等により異常値となる場合は、直近3か年の平均と比較するなど、対外的に説明が可能な方法を選択することとしても構わない。

(問24) 産地パワーアップ計画は、地域協議会の管内で1つ作成するのか。それとも、作物別、地域別に複数の計画を作成することも可能なのか。

(答)

地域協議会の管内で、作物別、地区別に複数の計画を作成することも可能である。

(問25) 産地パワーアップ計画に複数の作物を位置付けることは可能か。

(答)

産地として一体性のある計画を作成できる場合は可能である。

(問26) 産地パワーアップ計画に複数の成果目標を位置付けることは可能か。

例えば、①水稻の生産コスト10%以上削減、②野菜（水稻から野菜への作付転換を含む）の販売額10%以上向上、を位置付ける場合は、どのような考え方になるのか。

(答)

- 1 それぞれの成果目標及び品目の面積要件（取組後）をクリアできる場合は可能である。
- 2 ただし、野菜の販売額（単位面積当たり）10%以上向上の成果目標の達成状況は、取組前の「水稻と露地野菜の平均値」と、取組後の「露地野菜の値」で比較する。

(イメージ)

	成果目標	面積要件	助成対象
① 水稻	生産コスト▲10%以上	50ha	集約化に必要な大型機械のリース料
② 露地野菜	販売額+10%以上	10ha	作物転換に必要な野菜用機械のリース料

(問27) 成果目標（生産コストの10%以上の削減等）は、取組主体事業計画ごとに達成する必要があるのか。

(答)

- 1 成果目標は、産地パワーアップ計画で達成されていればよい。
- 2 取組主体は、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に必要な「取組目標」を

設定することとしている。

（注）取組主体事業計画は、産地パワーアップ計画の成果目標（生産コストの10%以上の削減等）の達成に必要な取組として位置付けられるものである。

（問28）産地での成果目標（生産コストの10%以上の削減等）の達成状況は、どのように検証するのか。

（答）

現状値と目標値の算出方法が一致し、対外的に説明が可能であれば、算出・検証方法は問わない。

（問29）産地の範囲はどのように考えるのか。

（答）

一定のまとまりを持って農業生産が行われる範囲と考えており、強い農業づくり交付金に準じて面積要件を設定している。

（参考）産地パワーアップ事業の「産地」の考え方

例1 A区域では農業者10名が露地野菜を10ha栽培。

この中で、農業者7名（7ha）は本事業の助成を受ける一方、農業者3名（3ha）は助成を受けない。

〔考え方〕

- ・ 産地の範囲は10ha（農業者10名分）。
- ・ 成果目標の達成度合いは、本事業の助成を受けない農業者（3名分）も含めた産地全体で評価。

例2 B区域ではb J Aが農業者100名分（200ha）の米を自社ブランドとして販売。

〔考え方〕

- ・ 産地の範囲は200ha。
- ・ 成果目標の達成度合いは、b J A分のみを産地として評価。
（自社販売、栽培方法等をもって「産地」として説明できる場合に限る。）

（問30）例えば、「JAに出荷する農業者」と「直接販売を行う農業者等」の取組ごとに産地とすることは可能か。

（答）

- 1 本事業における産地とは、基本的には一定のまとまりを持った範囲と考えている。
- 2 共同で集出荷等を行っている農業者等の集まりを「産地」とすることについては、都道府県が対外的な説明責任を踏まえた上で判断することになる。

（問31）1農業者が複数の産地パワーアップ計画に参加することは可能か。

（答）

例えば、1農業者が、複数の産地パワーアップ計画（水稻、野菜）に参加することはあり得ると考える。

（注）農業者の1受益地における取組は、基本的には1つの産地パワーアップ計画の中に位置付けられるものと考えている。（ブロックローテーションや裏作などに取り組む場合を除く。）

（問32）新規で施設を整備する場合、集出荷・加工コスト10%以上削減は何と比較するのか。

（答）

施設がなかった場合における農業者の出荷コスト等と比較することになる。

（問33）目標年度において、成果目標が達成されない場合のペナルティはあるのか。

（答）

- 1 産地パワーアップ計画に関しては、成果目標の達成度合いの評価を行い、達成率が80%に満たなかった計画を策定した地域協議会等については、同達成率が80%以上となるまでの間は、産地パワーアップ事業の新規計画の提出を認めないこととする。
- 2 また、成果目標の達成に向け、都道府県から指導を行うとともに、目標達成に向けた改善計画の提出等を求めることとしている。

- 3 以上のような措置を講じることにより、目標が達成されないことをもって補助金の返還は求めないこととしている。

（問34）成果目標が未達成の場合の改善状況報告は、何年まで提出することになるのか。

（答）

目標年度において成果目標が未達成の場合は、達成されるまでの間、改善状況を報告することとなる。

（問35）成果目標の「集出荷・加工コストの10%以上の削減」は、共同利用施設の場合の成果目標ということか。

（答）

そのとおりである。

（問36）成果目標の「集出荷・加工コストの10%以上の削減」は、施設利用料でみてもいいのか。

（答）

集出荷・加工コストは、施設運営コストで比較する。
施設利用料での比較は不可である。

（問37）需要減が見込まれる品種・品目から需要が見込まれる品目・品種への転換率100%の面積カウントは、産地全体の面積から新たに転換する面積で計算するのか。

（答）

- 1 産地パワーアップ計画で定めた産地面積の100%を転換することをいう。
- 2 また、需要減少が見込まれる品種・品目は、あらかじめ都道府県事業実施方針に定めることになる。

（問38）契約栽培の定義は何か。

（答）

取組主体（生産・出荷段階）と実需者（販売段階）との間で取り交わす事前契約（は種前契約、収穫前契約、複数年契約等）。

（注1）農業者と農業者団体（農協等）の契約は含まない。

他方、農業者、農業者団体（農協等）及び実需者（小売業者・外食事業者等）との3者契約は含まれる。

（注2）飼料用米の生産に取り組む場合の「実需者」は畜産農家とする。

農業者と実需者（畜産農家）との間で事前契約を締結しない取組は、本事業における「契約栽培」には含まれない。

（問39）これまで産地で生産したことのない新規作物の生産に取り組む場合、本事業の助成対象となり得るか。

（答）

- 1 都道府県事業実施方針に定める場合は、助成対象とすることも可能。
- 2 ただし、これまで産地で生産したことのない全くの新規作物の生産はリスクも高いことから、
 - ① 新規作物の生産の実現可能性
 - ② 事業効果等について十分検討するとともに、都道府県事業実施方針に推進・指導体制を明記し、効果的な事業実施に万全を期す必要がある。

（問40）新規作物の生産に取り組む場合、成果目標で「販売額の10%以上の向上」を選択することは可能か。

（答）

可能である。

例えば、これまで生産していた作物の販売額と、新規作物の販売額を比較して、目標年度において販売額が10%以上向上していれば、成果目標の達成となる。

(問41) 産地パワーアップ計画を、1 J Aの整備事業のみで作成することは可能か。

(答)

成果目標の達成が可能な場合は、1 J Aの整備事業（共同利用施設）のみの取組もあり得る。

(問42) 産地パワーアップ計画を、1つの農業生産法人で作成することは可能か。

(答)

- 1 産地パワーアップ事業は、産地としての収益力強化に向けた取組を支援するものであり、基本的には、複数の農業者による取組を想定している。
- 2 ただし、地域協議会等が、産地パワーアップ計画（A市a地区）の成果目標の達成に必要と判断する場合は、同計画に一つの農業生産法人の取組（取組主体事業計画）のみを位置付けることも可能である。
- 3 例えば、ある中山間地域の全ての面積を一つの農業生産法人が耕作している場合は、このようなケースに該当するものとする。

(問43) 産地パワーアップ計画を、1品種で作成することは可能か。

(答)

品目ごとの面積要件を満たしており、合理的な計画が作成できる場合は可能である。

(注) 産地パワーアップ計画の現状値及び目標値の算出が可能な場合は、例えば、

- ① 水稻のコシヒカリのみ
- ② 施設野菜（いちご）の「あまおう」のみの計画とすることも可能。

(問44) 実施要領第3の産地パワーアップ計画の基準に、「本事業を含む国庫補助事業実施の有無に関わらず、収益性の向上の取組が行われること」とあるが、これらの取組内容や成果目標の達成状況はどのように確認するのか。

(答)

1 産地パワーアップ計画の目標は、

- ① 国庫補助による取組と、
- ② 国庫補助によらない地域独自の取組

があいまって達成されるものと考えており、こうした地域独自の取組（コスト削減に向けた利用集積の推進や高品質生産に向けた栽培マニュアルの作成等）について産地パワーアップ計画に盛り込むことを求めているものである。

2 記載された取組について、個別に成果目標を設定したり、実施状況を確認することは求めないこととしている。

（問45）産地パワーアップ計画の助成額に上限はあるのか。

（答）

1 年度当たり20億円である。

（問46）都道府県事業計画及び産地パワーアップ計画は複数年計画を可能としているが、最長は何年までとするのか。

（答）

1 都道府県事業計画及び産地パワーアップ計画については、最長3年間、取組主体事業計画については、最長2年間としている。

2 他方、都道府県事業計画額の交付決定は、予算の範囲内で毎年度実施する。

（問47）「果樹の改植」と「その他の取組（整備事業や、その他の基金事業（うち生産支援事業（リース事業等））」は、目標年度が異なるところであるが、1つの産地パワーアップ計画に位置付けてもいいのか。

（答）

1 本事業の目標年度は、

- ① 事業実施年度の翌々年度
 - ② ただし、果樹の改植は、事業実施年度から10年後
- としているところである。

2 これらの取組を、1つの産地パワーアップ計画にまとめた場合、それぞれの取組の

目標年度にズレがあるため、仮に「果樹の改植」の目標年度を、産地パワーアップ計画の目標年度とすると、「その他の取組」の評価を適正な時期に行うことができないなどの懸念がある。

- 3 このため、原則として、「果樹の改植」と「その他の取組」は、別々に産地パワーアップ計画を作成することとする。

(注) 1つの産地パワーアップ計画に、「果樹の改植」と「その他の取組」を位置付ける場合は、以下のものを全て満たす場合に限る（この場合の目標年度は、「果樹の改植」の目標年度(事業実施年度の10年後)とする。）。

- ① 「果樹の改植」と「その他の取組」の同一園地で行われること
- ② 「その他の取組」の事業効果が、「果樹の改植」による事業効果の発現時期と同一となること

(問48) 実施要領別紙4のアの品目「露地野菜」及び「施設野菜」の留意事項欄の「都市近郊地域」は現市町村でみるのか、それとも旧市町村でみるのか。

(答)

- 1 「都市近郊地域」は、一般地域に比べて農地面積が少ないという実態を踏まえ、野菜の面積要件を大幅に緩和（(例)施設野菜：5ha→5,000平方メートル）しているところである。
- 2 面積要件緩和の趣旨を踏まえると、「都市近郊地域」は、実際に取組が行われる旧市町村単位でみるのが適当と考える。

実際に取組が行われる地域が都市近郊地域以外の地域（中間農業地域等）であるにもかかわらず、面積要件の緩和措置の適用を受けることは、本来の面積要件緩和の趣旨からかけ離れるものである。

(参考) 農林統計に用いる地域区分の制定について（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計部長通知）（抜粋）

都市的地域

- 可住地に占めるD I D面積が5%以上で、人口密度500人以上又はD I D人口2万人以上の旧市区町村。
- 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町

村。ただし、林野率80%以上のものは除く。

（問49）産地の範囲が、農林統計に用いる地域区分における平地農業地域から中間農業地域及び都市的地域に跨がっている場合における「面積要件」の考え方について。

（答）

産地パワーアップ計画の産地面積に占める「中間農業地域」及び「山間農業地域」の割合が一定程度（過半）を超える等、合理的な説明が出来る場合は、中山間地域等の面積要件に準ずるという運用も可能と考える。

実際に取組が行われる地域が中山間地域以外の地域（平地農業地域等）であるにもかかわらず、面積要件の緩和措置の適用を受けることは、本来の面積要件緩和の趣旨からかけ離れるものである。

（参考）農林統計に用いる地域区分の制定について（旧市区町村別農業地域類型一覧表）
→ http://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html

（問50）産地パワーアップ計画に新たな取組を追加する場合は、成果目標の高さを上方修正する必要があるのか。

（答）

上方修正など、更に事業効果が高まるという説明は必要と考える。

（例）

- ・ 成果目標のおおむね0.1%以上の上方修正
- ・ 産地面積の拡大
- ・ 成果目標の追加（注）

（注）当初計画（整備事業のみ）の成果目標を「集出荷・加工コスト10%以上削減」とし、その後、産地の合意形成が整い次第、成果目標を「生産コスト10%以上削減」とする基金事業（うち生産支援事業）を追加等

(問51) 産地パワーアップ計画に複数の成果目標を位置付けることは可能か。
また、可能な場合、注意すべきことは何か。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画の成果目標は、原則1つである。
- 2 必要に応じて、複数の成果目標を設定することも可能であるが、この場合、産地パワーアップ計画の目標年度の翌年度の事業評価において、どちらか1つの成果目標の達成率が80%に満たなかった地域協議会等については、次年度以降の事業評価により、同達成率が80%以上となるまでの間は、本事業に参加できないことに注意していただきたい。

(問52) 産地パワーアップ計画の成果目標について、整備事業（共同利用施設）を「集出荷・加工コストの10%削減」、基金事業（うち生産支援事業）を「生産コストの10%以上削減」とすることは可能か。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画に、整備事業及び基金事業（うち生産支援事業）を同時に位置付け、コスト削減に取り組む場合は、集出荷・加工コストの削減は、生産コスト全体の削減に包含される。
- 2 このため、整備事業及び基金事業（うち生産支援事業）を同時に位置付ける場合のコスト削減効果は、農業者の生産コストで比較することとしている。

(問53) 整備事業（共同利用施設）のみの産地パワーアップ計画を早急に策定し、その後、産地の合意形成が整い次第、基金事業（うち生産支援事業）を追加する予定である。

この場合、成果目標に、「集出荷・加工コストの10%以上削減」のほか、新たに「生産コストの10%以上削減」を設定することは可能か。

また、これをもって、成果目標の上方修正とすることは認められるのか。

(答)

- 1 新たに追加する取組が、既存の成果目標（集出荷・加工コストの10%以上削減）になじまない場合は、新たに成果目標（生産コストの10%以上削減）を設定し、産地パワーアップ計画の成果目標に併記する必要があると考える。

- 2 また、新たな取組を追加する場合は、成果目標の高さを上方修正することとなるが、この場合については、成果目標の追加をもって上方修正とみなすこととする。

(注)「集出荷・加工処理コストの10%以上削減」は整備事業（共同利用施設）に、「生産コストの10%以上削減」は基金事業（うち生産支援事業）に適用するものとする。

(問54) 産地パワーアップ計画の現状値について、例えば、新たに取り組が追加（面積の増加、参加農家の増加等）された場合、現状値を見直す必要はないのか。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画の現状値を固定したまま、毎年、新たな取組を追加していくと、成果目標の達成が容易になるという問題が発生する場合がある。
- 2 このため、産地パワーアップ計画（及び取組主体事業計画）の現状値は、新たな取組を追加する場合等においては、必要に応じて見直すこととする。

(例)

産地パワーアップ計画の成果目標が「販売額の10%以上増加」（実務用Q & A別紙（注2）により「総販売額」で比較）であって、当初に比べ取組農家数が増加する場合

(問55) 中山間地域等において、基金事業（うち生産支援事業）のみを実施する場合の、「5戸以上の農業者が参加、又は取組面積が1ヘクタール以上」の考え方いかん。

(答)

中山間地域等において、基金事業（うち生産支援事業）のみを実施する場合は、

- ① 産地パワーアップ計画の産地の面積（1ヘクタール以上）
- ② 産地パワーアップ計画に位置付けられた取組主体事業計画に取り組む農業者数（5戸以上）（注）

のいずれかの要件を満たす必要がある。

(注) 取組主体又は取組主体の構成員のどちらでも可。

(問56) 産地パワーアップ計画の目標年度の考え方如何。

(答)

目標年度は、事業実施年度（交付決定年度。複数年度の場合は事業実施最終年度。）の翌々年度となる。

(参考)	事業実施年度		目標年度
	28年度	⇒	30年度
	28～29年度	⇒	31年度
	28～30年度	⇒	32年度

(注) 果樹の改植の目標年度は、事業実施年度の10年後となる。

なお、事業実施年度の5年度目に中間的な評価を実施する。

(参考)	事業実施年度		目標年度
	28年度	⇒	38年度
	28～29年度	⇒	39年度
	28～30年度	⇒	40年度

(問57) 産地パワーアップ計画の事業実施状況報告の提出年度の考え方如何。

(答)

都道府県は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度の翌年度に地方農政局等へ報告が必要となる。

なお、取組主体の実施状況【事業評価】報告も同様とすること。

(参考)	事業実施年度		実施状況【事業評価】報告
	28年度	⇒	29年度（28年度分） 30年度（29年度分） 【31年度（30年度分）】
	28～29年度	⇒	29年度（28年度分） 30年度（29年度分） 31年度（30年度分） 【32年度（31年度分）】
	28～30年度	⇒	29年度（28年度分） 30年度（29年度分） 31年度（30年度分）

32年度（31年度分）
【33年度（32年度分）】

（問58）産地パワーアップ計画の成果目標の「所得額の10%以上増加」は、どのような検証方法があるのか。

（答）

成果目標の達成状況の検証方法は、現状値と目標値の算出方法が一致し、対外的に説明が可能であれば、算出・検証方法は問わない。

（例）

所得額 ＝ 販売額 － 生産コスト

（注）産地パワーアップ計画の成果目標の「販売額増加」及び「生産コスト削減」の算出方法に基づき算出された数値で比較することも可。

【取組主体事業計画】

（問59）取組主体事業計画とは何か。

（答）

産地パワーアップ計画に定めるところにより作成した事業計画であって、地域協議会長等により産地パワーアップ計画の成果目標の達成に必要な取組として承認されたものである。

（問60）産地パワーアップ計画と人・農地プランの関係いかん。

（答）

- 1 産地パワーアップ計画は、収益力強化を図るためのコスト削減や販売額増を内容とする産地の戦略である一方、人・農地プランは、人と農地の問題を解決するため、今後の中心となる経営体等を定めるものであり、両者では、策定目的が異なっている。
- 2 ただし、産地パワーアップ計画については、目標の達成に必要な産地の中心的经营体等を位置付けることとしており、人・農地プランとの整合性がとれるよう策定していただきたい。

(問61) 取組目標とは何か。

(答)

- 1 取組主体事業計画には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に必要なとなる「取組目標」を設定することとしている。
- 2 取組主体事業計画は、産地パワーアップ計画の成果目標（生産コストの10%以上の削減等）の達成に必要な取組として位置付けられるものであり、具体的な要件については、都道府県ごとに都道府県事業実施方針に明記することになる。

(問62) 現状維持の取組は許容されるのか。

(答)

取組主体事業計画は、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に必要な取組として位置付けられるものである。

このため、現状維持の取組は不可である。

※ 取組主体事業計画には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に必要なとなる「取組目標」を設定（具体的な要件については、都道府県ごとに都道府県事業実施方針に明記。）。

(問63) 農業者が機械リースのほか施設整備に取り組むことも可能か。

(答)

可能である。

ただし、個人の農業者が施設整備を行う場合は、

- ① 青色申告等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること
 - ② 後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていること
- を要件としている。

(問64) 取組目標が未達成の場合の改善状況報告は、何年まで提出することになるのか。

(答)

目標年度において取組目標が未達成の場合は、達成されるまでの間、改善状況を報告することとなる。

【事業内容】

○ 全般

（問65）本事業の助成対象及び補助率いかん。

（答）

1 整備事業の助成対象施設及び補助率については、強い農業づくり交付金の耕種作物共同利用施設整備と同じ。

ただし、優先枠のうち「農産物輸出に向けた体制整備」は、補助率を1／2以内に嵩上げしている。

2 基金事業（うち生産支援事業）の補助率については、

- ① 農業機械等の導入及びリース導入支援については本体価格（消費税除く）の1／2以内
 - ② 果樹の同一品種の改植（注）については定額（一部は1／2以内）
 - ③ 生産資材等の導入支援については資材費の1／2以内
 - ④ 弾丸暗きょ、明きょの作業労賃（注）については1／2以内
- としている。

（注）自家施工による費用分は補助対象外。

3 また、基金事業（うち生産支援事業）の助成対象については、

- ① 農業機械等の導入及びリース導入支援については、農業専用機械等であって本体価格（消費税除く）が50万円以上のもの
 - ② 生産資材等の導入支援については、農業に用いる資材であって、複数年にわたってその効果が発現するもの（肥料、農薬等は除く）
- を助成対象とすることとしている。

4 基金事業（うち効果増進事業）の補助率については、

- ① 計画策定等に必要な会議開催費用
 - ② 技術実証に必要な経費
- 等について、定額（1／2相当）としている。

（問66）整備事業を行う場合において、強い農業づくり交付金と産地パワーアップ事業ではどのような違いがあるのか。また、すみ分けはあるのか。

（答）

- 1 強い農業づくり交付金は産地の大規模・中核的施設の整備を中心に活用されることを想定している。
- 2 一方、産地パワーアップ事業は産地の多種多様な取組をソフト・ハード一体的に総合的に支援するものであり、非破壊検査器などの内部設備等の機動的な施設整備を中心に活用されることを想定している。

（問67）整備事業で施設の内部設備のみを導入することは可能か。

また、内部設備を基金事業（うち生産支援事業）の農業機械導入又はリース導入することは可能か。

（答）

- 1 いずれの場合も可能である。
- 2 ただし、整備事業は、実施要領別紙3の「産地パワーアップ事業の施設の基準」を満たす場合に限る。

（問68）民間事業者も取組主体となることから、自社調達を行う場合の利益排除の考え方を明確にするべきではないか。

（答）

本事業は、強い農業づくり交付金対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成17年4月1日付け16生産第8263号農林水産省生産局長、総合食料局長、経営局長通知）を準用することとしている。

（問69）中山間地域等の面積要件は、整備事業の場合は、強い農業づくり交付金に準拠することとし、基金事業（うち生産支援事業）のみを行う場合は、さらに5戸以上の農業者の参加、又は取組面積1ha以上まで緩和されるということによいか。

(答)

- 1 中山間地域における事業の積極的な活用の観点から、基金事業（うち生産支援事業）のみを行う場合に限り要件を緩和している。
- 2 また、優先枠（中山間地域の体制整備）を活用し、中山間地域所得向上支援事業と連携する取組については、
 - ① 面積要件の撤廃
 - ② 上限事業費の通常比 1.3 倍という措置を講じている。

(注) 中山間地域を優先的に採択・配分する枠を設定している事業

- ① 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
- ② 産地パワーアップ事業
- ③ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

(問70) 国の支援と併せて、都道府県や市町村が支援を行うことは可能か。

(答)

可能である。

(問71) 本事業における事業着手はどの時点になるのか。

(答)

- 1 施設整備においては、入札の公告など対外的に事業名を掲げて施工業者等を募集する時点を事業着手とする。
- 2 他方、農業機械のリース等においては、契約された時点で着手となる。

(注) 取組主体は、自己の責任において、実施要領第11の交付決定前に一般競争入札等を行うことが可能。

この場合、取組主体は、

- ① 都道府県知事に対して交付決定前着工届（基金事業（生産支援事業及び効果増進事業）の場合は交付決定前着手届（様式自由））を提出（ただし、取組主体事業計画の承認後に限る。）するとともに、
- ② 交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰することを了知の上で行うものとする。

（問72）特用林産物は助成対象外となるのか。

（答）

支援対象外である。

（参考）

特用林産物生産統計調査

→ http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tokuyo_rinsan/

（注）きのこ、わさび等の特用林産物は支援対象外である。

（問73）内部設備としてフォークリフト等の整備は可能か。

（答）

専用機械であり、施設の運用に不可欠なもの（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフト）については、整備事業、基金事業（うち生産支援事業）のどちらでも助成対象となり得る。

（問74）面積要件は実面積か。それとも延べ面積か。

（答）

実面積である。

（問75）ブロックローテーション（水稲、大豆、麦）の場合の面積要件は、どうなるのか。

（答）

産地パワーアップ計画の対象作物のうち、最も大きい面積でみる。

例えば、水稲、大豆、麦で取り組む場合は、50ha（水稲の面積要件）（注）をクリアできれば可とする。

（注）北海道の場合は、60ha（麦の面積要件）をクリアすることになる。

（問76）基金事業（うち生産支援事業）で導入又はリース導入する農業機械や購入する生産資材は、どのように管理すべきか。

（答）

都道府県事業実施方針等に基づき、適切に管理されるべきと考える。

（注）本事業は、産地としての収益力強化に取り組む地域の取組を支援するものであり、目標年度以降も、継続して取り組むことが基本。

○ 整備事業

（問77）助成対象となる施設はどのようなものがあるのか。

（答）

実施要領における助成対象施設は、強い農業づくり交付金の耕種作物に係る施設整備に準じて設定している。

（問78）施設の更新は不可ということでしょうか。

（答）

施設の更新は不可である。

ただし、既存施設の再編合理化に取り組む場合は、強い農業づくり交付金と同様の運用とする。

（問79）農業者が取組主体となり得ることから、整備事業により施設整備を行う場合の営農継続性の担保は必須とすべきではないか。

（答）

個人の農業者が施設整備を行う場合は、

- ① 青色申告等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること
 - ② 後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていること
- を要件としている。

(問80) 整備事業を行う場合、都道府県等の附帯事務費は助成対象となるのか。

(答)

整備事業を行う場合における都道府県等の附帯事務費の取扱いについては、「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」(平成17年4月1日付け16生産第8263号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知)を準用することとしており、交付対象となる附帯事務費の額は、対象となる整備事業に要する総事業費に1%を乗じて得た額の1/2以内となる。

(問81) 優先枠(農産物輸出に向けた体制整備、中山間地域の体制整備)の考え方いかん。

(答)

- 1 農産物輸出に向けた体制整備は、農畜産物輸出拡大施設整備事業の同様、補助率を1/2以内としている。
- 2 また、中山間地域の体制整備については、優先枠(中山間地域の体制整備)を活用し、中山間地域所得向上支援事業と連携する取組について、
 - ① 面積要件の撤廃
 - ② 上限事業費の通常比1.3倍という措置を講じている。

(注) 中山間地域を優先的に採択・配分する枠を設定している事業

- ① 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
- ② 産地パワーアップ事業
- ③ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

○ 基金事業

<生産支援事業>

(問82) 助成対象となる農業機械の種類に制限はあるのか。

(答)

- 1 農業専用機械(アタッチメントのみでも可。)であり、本体価格(消費税除く)(希望小売価格)が50万円以上であることが必要である。

2 助成対象としない取組は、

- ① 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組
 - ② 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）
 - ③ 中古機械のリースに対する助成
 - ④ 他の国の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
 - ⑤ 本体価格（消費税除く）（希望小売価格）が50万円未満の機械（アタッチメント含む）のリース導入に対する助成
- としている。

3 都道府県ごとの助成対象機械は、都道府県事業実施方針に定めることとなる。

（問83）GPSの基地局設置は可能か。

（答）

農業用に活用する場合は、導入又はリース導入することが可能。

（問84）機械の更新は不可ということによいか。

（答）

不可である。

助成対象とする取組は、産地の収益力強化に向けた機械の大型化や高度化を想定している。

（注）機械等の導入助成の対象は、上記に加え、

- ① 経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な機械等
 - ② 又は、「単位面積当たりの販売額の増加」や「生産コストの削減」に必要な地域のモデルとなる機械等（当該地域において導入事例の無い機械等に限る。）
- に限るものとする。

（問85）取組主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入することは可能か。

（答）

- 1 取組主体を含めた形で機械利用組合を組織する場合であって、かつ、公共性を説明

できる取組については、機械導入支援の対象とすることも可能である。

- 2 この場合、貸付けを行う者は、実施要領の別紙1の1の(5)のウに基づき、必要な手続きを行うとともに、適正な賃借料を設定するものとする。
- 3 他方、機械リース導入の場合は、再リースとなることから不可である。

(問86) 果樹の改植を行う際の技術的要件いかな。

(答)

- 1 すでに改植を行う園地で導入されている又は改植を行う年度内に導入する次のような技術を想定している。これら以外であっても、同等の効果が見込まれれば、本技術に該当すると認められる。
- 2 いずれの場合であっても、これらの技術が、産地パワーアップ計画の目標達成につながるものである必要があり、当該技術については、取組主体の事業計画に記載することになる。また、これらの技術が導入される(ている)ことを示すことができるよう、写真や伝票等を用意しておく必要がある。
 - ① 収量向上のほか、外観向上が期待される、病気に強い台木を使用する等の「苗木の変更」
 - ② 適切な防除が可能となるほか、日当たりも良くなり、着色や糖度の向上が期待される、防除機械が進입可能な植栽間隔とする等の「栽培方法の変更」
 - ③ 土層改良や排水性改善、根張りを良くすることにより、収量向上のほか、糖度向上等が期待される、天地返しや土壌改良資材の施用等の「栽培環境の改善」

(問87) 果樹の改植の対象となる品種の選定はどのように行うのか。

(答)

- 1 都道府県において、要領に定める要件(留意事項)を満たす品種の中から、改植の対象としようとする品種を選定して、都道府県事業実施方針に記載し、産地パワーアップ計画においても、同方針に記載された品種の中から、要領に定める要件を満たす品種を記載させることになる。
- 2 対象品種の要件である、競争力のある品種については、次のいずれかに当てはまる場合に認められる。これら以外であっても、同等の競争力があると見込まれる品種であれば、本要件に該当すると認められる。
 - ① 現在、当該都道府県から輸出が行われている品種(品種名を示して輸出先で販売

されているかは問わず、規格外品、無選別品が輸出されている場合を除く。)

- ② 当該都道府県で育成又は普及した品種であって、他の地域、他の品種と差別化され、品種名を示すなどしてブランド化がなされている品種
- ③ 当該品種の栽培面積について、全国シェアが一定割合以上（全国の栽培面積のおおむね５％以上）あり、かつ、当該都道府県において一定割合以上（当該品目全体の栽培面積のおおむね１割以上）を占める主要品種であること。

- 3 なお、対象品種の選定に当たっては、目標期間（10年後）後に成果目標が達成できると見込まれる品種であるかについても十分検討することが重要である。

（問88）パイプハウスの施工費は助成対象となるのか。

（答）

パイプハウスに対する助成は資材費のみである。

施工費は対象外である。

（問89）園芸施設の助成対象はどのようなものがあるのか。

（答）

- 1 本事業の助成対象は、都道府県事業実施方針に定めることとしている。
- 2 例えば、
 - ① 整備事業は、低コスト耐候性ハウス等及び当該ハウスに必要な栽培装置の一体的な整備
 - ② 基金事業（うち生産支援事業）は、
 - ア 機械・設備の導入及びリース導入として、いちごの高設栽培システム、電照設備、ヒートポンプ（注）
 - イ 資材費助成として、パイプハウスのパイプや被覆資材等を助成対象とすることが可能である。

（注）電源など動力を必要とするものに限る（設置工事費は助成対象外。）。

施設園芸における「省エネ設備」の導入及びリース導入は、循環扇及びこれと一体的に導入する温度センサー及び制御装置を一式で助成対象とすることも可能。

（問90）資材費として、パイプハウスのパイプを助成対象としているが、どの程度のものまで支援対象となるのか。

（答）

- 1 自力施工を前提とした資材であることを説明できる場合は、助成対象とすることも可能である。
- 2 他方、鋼材やコンクリート等を使って専門の業者が組み立てを行わなければならないようなハウスは助成対象外である。

（注）都道府県事業実施方針に、助成対象とするパイプハウスの規格・形式等を定めることも可能である。

（問91）施設野菜の面積要件（5 ha）は厳しいのではないか。

（答）

- 1 産地の面積要件は、本事業を効果的に実施するために必要な最低限の大きさを設定。
- 2 施設野菜の場合は、
 - ① 整備事業で、低コスト耐候性ハウスの導入
 - ② 基金事業（うち生産支援事業）で、パイプハウスのパイプ、ヒートポンプの導入及びリース導入等の支援が可能であり、産地としての収益力強化に向けて、地域の関係者が一体となって取り組んでいただきたい。

（問92）産地パワーアップ事業で行う改植について、従来の果樹対策との棲み分けはどのようなになっているのか。

（答）

- 1 従来の果樹対策（平成28年度予算 果樹農業好循環形成総合対策事業）は、需要の変化に応じて高品質な果実を安定供給するために、優良品目・品種に転換するための改植を行うものである。
（例：りんご「紅玉」→「シナノスイート」、はっさく→デコポン）

- 2 一方、産地パワーアップ事業は、産地の体質強化に向けて、競争力のある品種の果樹について、老木化して生産性が落ちた樹園地の若返りを図り、生産性を回復させるために植え替えを支援するものであり、事業目的、支援対象が異なる。

（例：りんご「ふじ」→「ふじ」、みかん「青島温州」→「青島温州」）

（問93）本事業開始前に契約を行ったリース契約は助成対象となるか。

（答）

実施要領第11の交付決定前に契約を行ったリース契約は対象とならない。

（問94）事業申請前に、導入機械等を選定するため仕様を定めるが、その場合、メーカーや型番まで決定しておいてもよいか。

（答）

- 1 取組主体事業計画書の作成に当たっては、機械の利用面積等により能力・台数を決め仕様書に定めて、複数より求めた概算見積書にて最低価格であったメーカーや型番に決定しておく必要がある。
- 2 取組主体事業計画書の承認を受けた後、当該見積もりで選定したメーカー・型番を基に、リース事業者と契約を行うことになる。

（問95）優先枠（ＩＣＴやロボット技術等の先端技術導入）の考え方いかん。

（答）

- 1 生産性の向上や農産物の高付加価値化等に資するＩＣＴやロボット技術等を活用した取組を支援するため、優先枠を設けて積極的に支援することとしている。
- 2 具体的には、事業効果の発現が見込まれる
 - ① 農業機械の自動操舵システム
 - ② 農薬散布等用無人航空機（マルチコプターを含む）
 - ③ ほ場・土壌情報管理システム等の取組に対する支援を想定しているところである。

(問96) 機械の導入助成の要件いかん。

(答)

機械の導入助成は、

- ① 経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な農業機械等
- ② 又は「単位面積当たりの販売額の増加」や「生産コストの削減」に必要な地域のモデルとなる農業機械等（当該地域において導入事例の無い農業機械等に限る。）の、公共性を説明できる取組に限り、支援対象としている。

(問97) 機械の導入助成を申請する場合、経営面積や作業受託面積は、どこまで拡大させる必要があるのか。

(答)

- 1 経営面積や作業受託面積の拡大率は、地域の状況により異なるものと考えている。
- 2 機械導入の公共性については、都道府県が対外的な説明責任を踏まえた上で判断することになる。

(例) 中心的経営体が、

- ① 機械作業等（農地や機械作業をいう。以下同じ。）の出し手となる複数の農業者から機械作業等を集約
- ② 拡大後の作付面積が地域の平均的な作付面積（※）の5倍以上（ただし、条件不利地域を除く）

のすべてを満たし、都道府県が地域の低コスト生産のために必要と認める場合。

※（例）農林業センサス（第2巻農林業経営体調査報告書－総括編－）

（販売農家629販売目的の稲、麦、雑穀、いも類、豆類の作物別作付（栽培）農家数と作付（栽培）面積）

→ <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001034606&cycode=0>

(問98) 中古機械の導入助成の要件いかん。

(答)

- 1 法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上の農業機械等について

は、都道府県が必要と認める場合に限り支援対象にすることとしたところ。

- 2 都道府県においては、中古機械の故障により事業中止とならないよう、都道府県事業実施方針に承認基準を設定するなど適切な運用に努めていただきたい。

（問99）農業機械等の導入助成の場合に、既存機械の処分益を補助対象経費から控除する必要はあるのか。

（答）

農業機械等の導入助成の場合については、「補助事業等における精算の取扱については（昭和57年10月26日付け農林水産省大臣官房経理課長通知）」に基づき、下取りが行われた場合又は既存の機械の処分益が発生した場合には、下取り価額又は処分益を補助対象経費から控除する必要がある。

（問100）中古農業機械等の導入及びリース導入の場合も、一般競争入札又は複数の業者による見積もり合わせは必要か。

（答）

必要である。

（問101）農業機械等の導入及びリース導入の留意事項として、動産総合保険等の加入を共通の要件としているが、どのようなものか。

（答）

民間の保険会社、農業共済組合及びＪＡ等が取り扱っている動産総合保険等を想定している。

（参考）

＜保険等名＞

動産総合保険、自動車保険

農機具共済

自動車共済

＜取扱者＞

民間の保険会社

農業共済組合

ＪＡ共済 等

（問102）取組主体事業計画（リース導入助成）の申請・承認後に、機械導入助成に変更することは可能か。

(答)

次の条件をクリアできる取組主体は、可能と考える。

- ① 国費相当額が計画変更前の金額を超えていないこと。
- ② 都道府県知事に、リース事業者が取組主体事業計画の取り下げの同意を得ている旨の書類を提出できること。

(問103) 動産総合保険の保険料は、支援対象となるのか。

(答)

保険料や消費税は支援対象外である。

(問104) 事業実施主体は、中古機械の適正性をどのように判断すべきか。

(答)

都道府県は、中古機械の適正性を確保するため、

- ① 法定耐用年数期間内の使用（走行距離等も踏まえ判断）
 - ② 価格の適正性（同型等の相場、動産総合保険の時価評価額又は農業機械等の価格等に関して専門的知見を有する者（注）の意見を聞いた上で判断）
- について、十分に検証するものとする。

（注）中古農業機械査定士制度関係機関

全国農業協同組合連合会、一般社団法人日本農業機械化協会、全国農業機械商業協同組合連合会、都道府県中古農業機械査定士協議会

(問105) 機械導入等に対する支援の見直しの考え方について。

(答)

機械導入等に対する支援については、

- ① これまでの「機械リース導入」に加え、新たに公共性（経営面積や作業受託面積の拡大等）を説明できる場合には「機械購入」も助成対象とするとともに、
- ② 「機械リース導入」のリース期間についても、これまでの「4年以上で法定耐用年数」から「事業実施期間（1年～3年）以上法定耐用年数」に拡大するといった農業者の選択肢を増やす方向で見直したところ。

（問106）基金事業（生産支援事業）で、機械や資材を購入する場合の助成金の支払いは、精算払いとなるのか。

（答）

- 1 販売店への入金を確認（入札関係書類、発注書、納品書、請求書及び領収書）した上で、精算払いにより助成金を支払うことを基本とする。
- 2 また、概算払いを行う場合は、以下のすべてを確認するものとする。
 - ① 販売店に対する助成金の支払が、
 - a 本事業の助成金を入金する専用口座を開設（注1）
 - b aの専用口座に支払予定額のうち、助成金を除く差額分の残高があることを確認（概算払請求時の直近の口座の残高欄の写し等（注2）で確認）等により、適正かつ確実に行われると見込まれること
 - ② 「機械又は資材の納品時の検収」及び「販売店からの請求書の記載内容から支払期限の確認（注3）」が行われていること

（注1）販売店への代金支払に支障を来たさない場合（口座から他の用途への「引き落とし」が無い場合等）は、この限りではない。

（注2）金融機関発行の借用証書、農業経営基盤強化準備金取崩額の証明書等の写しを含む。

（注3）取組主体の口座に入金後、速やかに販売店への支払が行われるよう「販売店への支払期限」も確認するものとする。

（問107）基金事業（うち整備事業）について、①入札残額、②実績額が概算払額を下回った部分の差額、は基金管理団体に返納するのか。

（答）

- 1 入札残額は、基金管理団体の減額交付決定を受けることにより、都道府県内の新たな取組に活用することが可能となる。
- 2 他方、実績額が概算払額を下回った部分の差額については、基金管理団体に返納することになる。

（問108）機械の導入助成は、公共性を説明できる取組は支援対象とするということであるが、「機械の共同利用」は支援対象とすることは認められるのか。

（答）

- 1 新たに、中心的経営体（受け手）が複数農家（出し手）から機械作業等を集約した上で、機械を共同利用する取組は、支援対象になり得ると考える。
- 2 他方、中心的経営体（受け手）への機械作業等の集約化を伴わない「機械の共同利用」の取組は、支援対象外と考える。

<効果増進事業>

（問109）計画策定経費の使途いかん。

（答）

- 1 計画策定に要する経費は、
 - ① 旅費（協議会構成団体に属する職員、外部専門家に対する旅費）
 - ② 報償費（講師謝礼等）
 - ③ 需用費（消耗品費、印刷製本費）
 - ④ 使用料賃借料（会場借上料等）としている。
- 2 産地パワーアップ計画の策定を担う地域協議会等の構成員や外部専門家などに対する支援であり、農業者に対するお茶代等は助成対象外である。

（問110）基金事業（うち効果増進事業）の「技術実証」は、具体的にどのような取組に対する助成を想定しているのか。

また、取組要件は、「生産コストの10%以上の削減」又は「販売額の10%以上の向上」に資する取組であれば可ということでしょうか。

（答）

- 1 産地の収益力強化に向けた取組であって、地域で初めて導入する機械の効果検証や活用マニュアルづくり等を想定している。
- 2 地域における「生産コストの10%以上の削減」又は「販売額の10%以上の向上」に向けた実証機械のリース導入等（注）に対する支援であり、基本的には、本事業の実施期間内における本格導入（基金事業（うち生産支援事業））を想定している。

(注) 技術実証の取組は、機械レンタル（２年以内）を想定している。

(問111) 基金事業のうち効果増進事業は産地パワーアップ計画に含まれないということでしょうか。

(答)

そのとおりである。

基金事業のうち効果増進事業は、都道府県事業計画書に位置付けられるものである。

<その他>

(問112) 基金事業で施設整備を行うことは可能か。

(答)

都道府県の判断で実施することも可能である。

(注１) 生産支援事業（機械導入・リース導入、資材購入等）より整備事業（施設整備）を優先する場合にあっては、都道府県と地域協議会段階で同意が得られるよう留意すること。

(注２) 都道府県知事は、基金事業で整備事業（施設整備）を行う場合は、地方農政局長に対する都道府県事業計画の承認申請の際に、取組主体事業計画書（明細票、添付書類を含む）を添付すること。

【事務手続】

(問113) 事業の活用を希望する場合、どこに相談すればいいのか。

(答)

- 1 事業内容に関する質問は都道府県に相談いただきたい。
- 2 また、実際に事業を活用する場合は、産地パワーアップ計画に位置付けられる必要があるため、その策定主体である地域協議会等に相談いただきたい。

(問114) 取組主体への助成金の支払いは精算払いか。

(答)

原則、精算払いである。

ただし、都道府県知事が、事業の執行上、特に必要と判断する場合は概算払いを可能としている。

(問115) 交付対象事業の公表は、取組主体、地域協議会等及び都道府県ごとにホームページ等を通じて行うということによいか。

(答)

強い農業づくり交付金に準じて行うこととする。

(問116) 消費税は助成対象となるのか。

(答)

消費税は、

- ① 消費税の課税事業者
- ② 農業者の組織する団体のうち、任意組織の構成員である農業者が課税事業者は、助成対象外となる。

(注) 原則、事業計画書等の事業費には、基金事業（うち生産支援事業）の「農業機械等の導入及びリース導入」を除き、消費税を含めるものとする。

(問117) 他の国の補助事業に取組んだ又は現在取組んでいる地域や生産者が、本事業を活用する際の留意点いかん。

(答)

- 1 他の国の補助事業で補助対象とした取組及び補助対象としている取組に対して、二重に補助することはできない。
- 2 そのため、取組の設定に当たっては、各補助事業の目的、補助対象を明確にしておくよう留意する。

(例)

他の補助事業で平成27年度に支援を受けて、農業機械等の導入及びリース導入した機械に対する助成等。

(問118) 想定している補助金返還の例はどのようなものか。

(答)

事業趣旨に反することが明確な場合に返還を求める考えである。

(例)

- ① 施設整備等に当たって、一般競争入札等を行わず、恣意的に1者と契約し、見返りにバックマージンを得ていた。
- ② 取組主体が施設等を処分制限期間内に常時目的外使用していた。
- ③ 取組主体が機械や資材等事業で取得したもの全部もしくは一部を転売し利益を得ていた。
- ④ 取組主体が取組主体事業計画と反する行為を意図的に行う等、事業計画の実施体制が実質的に破綻してしまった。

(問119) 実施要領第10の5の(5)の、都道府県知事が都道府県事業計画の取組内容等を変更することができる範囲はどこまでを指すのか。

(答)

- 1 実施要領第10の5の(5)のイの地方農政局長等の変更承認が必要となる事業内容の変更は、産地パワーアップ計画又は取組主体事業計画の新設、変更又は廃止の場合とする。
- 2 また、同要領第10の5の(5)のウの取組主体事業計画の変更は、
 - ① 事業の中止又は廃止
 - ② 取組主体の変更(整備事業に限る)
 - ③ 取組主体における事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増、若しくは事業費又は国庫補助金の30%を超える減(整備事業に限る)とする。
- 3 他方、地方農政局長等の変更承認を必要としない取組内容の変更は、1及び2以外の変更であり、実質的な取組内容に変更がないものとする。

(問120) 本事業における交付決定とは何か。

(答)

- 1 都道府県知事は、都道府県事業計画を地方農政局長等に提出し承認を受ける。
- 2 基金事業にあつては、都道府県知事は、基金管理団体に対して都道府県助成金交付申請書を提出し、交付決定の通知を受けることになる。
なお、基金管理団体が行う交付決定は、予算の範囲内で毎年度行うこととなる。
- 3 国の間接補助事業により行う整備事業にあつては、都道府県知事は地方農政局長等に補助金交付申請書を提出し、交付決定の通知を受けることとなる。
なお、地方農政局長等が行う交付決定は、予算の範囲内で行うこととなる。

(問121) 例えば、平成28年度に計画承認された産地パワーアップ計画（複数年計画）（H28年度：1億円、H29年度：1億円）があるとした場合、交付決定はまとめて行うのか。それとも、毎年度行うのか。

(答)

- 1 原則、毎年度の予算の範囲内で都道府県事業計画（複数年分の産地パワーアップ計画を含む。）を承認することになる。
- 2 また、実施要領第11の交付決定は予算の範囲内で毎年度（H28年度：1億円、H29年度：1億円）行うこととなる。
- 3 なお、国の間接補助事業により行う整備事業にあつては、地方農政局長等が予算の範囲内で交付決定を行うこととなる。

(問122) 例えば、平成28年度に計画承認した産地パワーアップ計画（事業実施年度：平成28年度）に、平成29年度に新たに取組主体事業計画を追加する場合は、追加する部分のみ承認を受けることになるのか。

(答)

- 1 地方農政局長等は、平成28年度に計画承認した都道府県事業計画に追加分を加えた都道府県事業計画を平成29年度に再承認する。
- 2 再承認した都道府県事業計画について、追加された取組主体事業計画分の額を、平成29年度に新たに交付決定を受けることとなる。

(問123) 都道府県の段階では基金ではないことから、繰越手続が必要となるのか。

(答)

都道府県の事務手続については、都道府県のルールに従い行われることとなる。

(注) 県予算の繰越手続は必要と思われる。

(問124) 都道府県及び地域協議会等の事務費は助成対象となるのか。

(答)

助成対象外である。

(問125) 整備事業で整備する施設、基金事業（うち生産支援事業）のうち、農業機械等の導入及びリース導入する農業機械等に、対策名を表示する必要があるのか。

(答)

強い農業づくり交付金に準じて、対策名等を表示いただきたい。

(問126) 産地パワーアップ事業で取得した財産を担保に供する場合、どのような手続きが必要か。

(答)

- 1 産地パワーアップ事業で取得した施設等について、その処分制限期間内に、担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」の定めるところにより、都道府県知事の承認が必要である。また、都道府県知事が承認するときは、あらかじめ基金管理団体の承認を受けなければならない。
- 2 なお、取組主体が産地パワーアップ事業を行うに当たって、助成対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に具体的に記載してある場合は、基金管理団体の審査の結果、交付決定

時に併せて承認することも可能としている。

- 3 上記1及び2と同様に、国の間接補助事業により行う整備事業についても、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

(問127) 農林水産省の機関から契約に係る指名停止を受けている者は、本事業の競争入札には参加出来ないということでしょうか。

(答)

- 1 農林水産省の機関から契約に係る指名停止を受けている者は、指名停止の措置等(注)を受けている期間は、本事業の競争入札には参加できない。

- 2 整備事業における工事や、基金事業(うち生産支援事業)における農業機械等の導入及びリース事業の物件の契約・生産資材の導入等を行おうとする場合には、入札に参加しようとする者(見積り合わせの場合は、見積書を提出しようとする者)に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、指名停止の措置等を受けていないことを必ず確認いただきたい。

(注)「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は課徴金に係る同法第62条第1項に規定する納付命令を受けた場合であって、同一事案において他者が農林水産省の機関から当該契約の履行地域における指名停止の措置を受けた場合における当該公正取引委員会からの命令をいう。

(問128) 実施要領附則に「この通知の改正前に申請した産地パワーアップ事業の取扱いは、なお、従前の例による。」とあるが、「申請」はどの段階のことをいうのか。

(答)

取組主体事業計画の申請段階をいう。

(問129) 都道府県事業計画等は、平成27年度補正予算及び平成28年度補正予算ごとに作成する必要があるのか。

(答)

- 1 都道府県事業計画等は年度予算ごとに作成する必要はない。

2 他方、執行状況の把握は年度予算ごとに行う必要があるところである。

このため、都道府県においては、都道府県事業計画等の備考欄に年度予算（27予算又は28予算）を記載する等、適正な執行管理に努めていただきたい。

（問130）平成28年度補正予算を活用して、平成28年度に基金事業を実施する場合、すでに平成27年度予算に係る交付決定に追加すればいいのか。

（答）

1 交付申請は年度予算ごとに作成する必要はない。

2 ただし、都道府県においては、交付申請書の添付資料に年度予算（27予算又は28予算）を記載する等、適正な執行管理に努めていただきたい。

（問131）平成27年度補正予算分として承認を受けた産地パワーアップ計画に、平成28年度補正予算を活用して取組を追加することは可能か。

（答）

1 可能である。

2 ただし、都道府県においては、産地パワーアップ計画の備考欄に年度予算（27予算又は28予算）を記載する等、適正な執行管理に努めていただきたい。

（問132）基金事業（うち生産支援事業）の農業機械等の導入に係る地域協議会等の役割いかん。

（答）

1 本事業については、施設整備のほか農業機械等の導入も支援対象としており、地域によっては、補助事業者の負担が過大となり、本事業の円滑な執行に影響を与える可能性もあるところである。

2 このため、取組主体は、基金事業（うち生産支援事業）で導入する農業機械等の財産管理台帳（写し）を間接補助事業者のほか、地域協議会等にも提出することとし、提出を受けた地域協議会等は、財産管理台帳（写）に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認することとしている。

(注) 農業機械等の財産処分の承認は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)に基づき、間接補助事業者が行うこととなる。

(問133) 事業の実効性を確保するため、地域の担い手の意見が反映されるよう配慮する等の規定を新設しているが、いつまでに体制を構築する必要があるのか。

(答)

- 1 本事業の実効性を確保するため、地域農業再生協議会等に対して、
 - ① 原則、都道府県農業法人協会の会員たる農業法人等を構成員に位置付けるとともに、
 - ② 地域農業再生協議会等の構成員の選定に当たり、地域の担い手の意見が反映されるよう配慮する等の規定を設けている。
- 2 地域における合意形成や手続きに時間を要することは理解するところであり、次回の地域農業再生協議会の総会(年度当初を想定)までには、新体制を構築していただきたい。

(別紙 1)

産地パワーアップ計画の成果目標の考え方

成果目標	比較方法等	面積
生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減	コスト削減効果の比較は、農業者の全生産コスト（注1）で比較。 ただし、集出荷・加工施設（共同利用施設）のみの取組については、集出荷・加工コストで比較することも可能。	一定のまとまりをもって農業生産が行われる範囲 【イメージ】 ○○市○○地区(100ha)において、○○品目を作付する実面積(50ha) (注)産地としての説明が可能な場合は、複数のまとまりの合計を産地とすることも可能。
販売額又は所得額の10%以上の増加	単位面積当たりの販売額又は所得額、若しくは総販売額又は総所得額（注2）の増加率で比較。 【イメージ】 ※単位面積当たり販売額の場合 取組前 10万円/10a (水稲(10ha) + 園芸作物(10ha)) ⇒ 15万円/10a (園芸作物(20ha)) 15万円/10a (園芸作物A品種(10ha)) ⇒ 20万円/10a (園芸作物B品種(10ha))	
契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること	取組主体（生産・出荷段階）と実需者（販売段階）との間で取り交わす事前契約（は種前契約、収穫前契約、複数年契約等）。 【イメージ】 取組前 複数年契約率25% (小売用(卸売業者、地域スーパー)) ⇒ 複数年契約率50% (業務用(地域外食店、病院・福祉施設)) は種前契約率50% ⇒ は種前契約率75%	
需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%（注3）	大手民間事業者の経営方針等の転換により、当該大手民間事業者と特定産地の販売契約率が100%から0%となり、かつ、他の実需者との新たな販売契約も見込めない品目・品種を転換し、新たな用途で販路を獲得する場合。	

（注1）農業者の現状値又は地域の平均的なコスト等と比較。

（注2）都道府県が、①地域としての高収益化（収益性の高い品目・品種（単位面積当たりの販売額が地域の全品目平均に比べ特に高い品目・品種）の面積拡大等）や、②全国・地域段階で実需者（市場、食品事業者等）から求められている品目・品種及び用途（国内消費⇒輸出用、家庭用⇒加工業務用等）の販売量の増加につながると判断する場合に限る。

（注3）本事業の「果樹の改植」は「同一品種の改植」であることから、この成果目標を選択することはできない。
また、都道府県事業実施方針に同成果目標を位置付ける場合は、品目・品種を明記するものとする。

(別紙2)

産地パワーアップ事業による施設及び機械の導入等の考え方

区分		施設				機械 (ほ場で稼働 するもの)	費用対効果 分析
		建屋	内部設備等		費用対効果 分析		
			内部設備	設置費用			
整備事業		○	○	○	○	×	×
基金事業 (うち生産支援事業)	機械導入	×	○ (注)	×	○	○ (注)	○
	機械リース導入	×	○	×	×	○	×

(注) 機械等の導入助成の対象は、 中心的経営体（受け手）が複数農家（出し手）から機械作業等を集約する取組であって、

① 経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な機械等（内部設備の機能強化は不可。）

② 又は、「単位面積当たりの販売額の増加」や「生産コストの削減」に必要な地域のモデルとなる機械等（当該地域において導入事例の無い機械等に限る。）

の、公共性を説明できる取組に限るものとする。